

令和8年度 平塚市放課後児童クラブ保育料減免申請書

(申請日) 令和 8年 4月 11日

(提出先)
放課後児童クラブ
(平塚市長)

(申請者)

〒 254 - 8686

住 所 平塚市浅間町9-1

ふりがな ひらつか はなこ

保護者氏名 平塚 花子

電話番号 0463 71 5950

生年月日 (昭和・平成) 3年 5月 1日

保護者様は枠内部分
のご確認とご記入を
お願いします。平塚市放課後児童クラブ保育料の減免について、次のとおり申請します。
(裏面の制度内容をご確認の上、ご記入ください。)

は放課後児童クラブの記入欄

放課後児童クラブ名()

児童氏名	生年月日	学年	入所月日()	減免前の月額保育料() (おやつ・書籍代などを 除いた額)	入所申請一覧 番号()	きょうだい ()
平塚 次郎	平成 令和 30年 9月 28日	2年	月 日	円		2人目
平塚 一郎	平成 令和 27年 9月 9日	5年	月 日	円		1人目
	平成 令和 年 月 日	年	月 日	円		人目

世帯状況

 両親世帯 ひとり親世帯 その他()

【申請理由】 該当する理由にチェックをつけてください。

 生活保護受給世帯であるため(条例施行規則第10条第1号、実施要綱第17条第2項第1号)添付書類: 生活保護受給証の写し(有効期限令和8年4月1日以降のものに限る)

○下記の同意項目 にチェックをつけ、世帯主の方の署名をお願いします。

 児童の属する世帯全員が令和8年度の市民税が非課税であるため(条例施行規則第10条第2号、実施要綱第17条第2項第2号)添付書類: 世帯全員の令和8年度市民税非課税証明書

○4月から5月に減免申請される方は、6月以降に令和8年度市民税非課税証明書を提出してください。

○令和8年1月1日時点で平塚市在住の方は、下記の同意項目 にチェックをつけ、世帯主の方が署名すること
で添付書類を省略することが可能です。○令和8年1月2日以降に平塚市に転入された方は、令和8年1月1日時点で在住されていた市町村にて発行
された市民税非課税証明書の提出が必要となります。

【同意項目】 同意する項目にチェックをつけ、署名してください。(同意項目 はひとり親家庭のみ対象です)

 世帯全員の課税状況及び住民基本台帳の記録または、生活保護の受給状況などを確認することを承諾します ひとり親世帯であるため、児童扶養手当の受給状況、ひとり親福祉医療証の交付状況などを平塚市青少年課
が確認することに同意します。

世帯主氏名(自著)

平塚花子

クラブ確認欄()

職員 職員

--	--

放課後児童クラブ保育料の減免制度について

平塚市と委託契約を締結している放課後児童クラブでは、保育料の減免制度を実施しています。

1. 保育料減免制度対象要件（ 、 はいずれかに該当）

平塚市と委託契約している放課後児童クラブへ在籍し、在籍児童クラブへ減免申請書を提出していること
生活保護受給世帯であること

市民税非課税世帯（児童の属する世帯全員が市民税非課税）で、月額保育料が6,000円を超えていること
月額保育料には、おやつ代、書籍代、教材費、行事費、年会費、送迎代等は含みません。

2. 減免額

生活保護受給世帯	月額保育料の 全額 が減免の対象となります。
市民税非課税世帯 (児童の属する世帯全員が市民税非課税)	月額保育料の 6,000円を超えた額 が減免の対象となります。

3. 減免対象月

減免申請書を放課後児童クラブへ提出した月（入所した月からではありません）から当年度末分までが対象となります。

4. 申請書の提出先

在籍している放課後児童クラブへ提出してください。

5. 添付書類

生活保護受給世帯の場合	生活保護受給証の写し（有効期限令和8年4月1日以降のものに限る） 申請書の同意項目 にチェックをつけ、世帯主の方の署名をお願いします。
市民税非課税世帯の場合	児童の属する世帯全員の市民税非課税証明書 4月から5月に減免申請される方は、6月以降に令和8年度市民税非課税証明書を提出してください。 令和8年1月1日時点で平塚市に在住されていた方は、 市民税非課税証明書の省略することが可能です （申請書の同意項目 にチェックをつけ、世帯主の署名が必要です） 令和8年1月2日以降に平塚市に転入された方は、令和8年1月1日時点で在住されていた市町村にて発行された市民税非課税証明書の提出が必要となります。

【同意項目 について】

神奈川県が実施する「ひとり親家庭放課後児童クラブ利用料支援事業費補助金」を本市が活用するにあたって、ひとり親として申請された方の児童扶養手当受給状況及びひとり親福祉医療証交付状況について把握が必要となりますので、同意への御協力をお願いします。

なお、同意項目 の確認結果はクラブには通知されず、減免申請の審査結果・減免額に影響はありません。

6. 提出期限

毎月月末まで（最終提出期限は、**令和9年2月19日（金）**となります。）

提出した月から減免対象月となるため、ご注意ください。

最終提出期限以降に減免の申請を希望する場合は、在籍している放課後児童クラブへご相談ください。

7. 結果通知

青少年課で申請内容を確認後、申請月の翌々月上旬頃に放課後児童クラブから結果通知をお渡しします。

4～5月に申請書を提出された方は、7月下旬頃になります。

8. 問い合わせ先

平塚市青少年課青少年育成担当

平塚市浅間町9-1（平塚市役所本館1階104窓口） TEL：0463-71-5950